

# 尼崎市環境影響評価等に関する条例

平成 17 年 3 月 4 日 尼崎市条例第 9 号  
改正平成 24 年 3 月 9 日 尼崎市条例第 11 号  
最終改正平成 25 年 3 月 7 日 尼崎市条例第 20 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 5 条）
  - 第 2 章 事前環境配慮（第 6 条・第 7 条）
  - 第 3 章 環境影響評価技術指針（第 8 条）
  - 第 4 章 環境影響評価
    - 第 1 節 実施計画書（第 9 条 - 第 11 条）
    - 第 2 節 実施計画見解書及び実施計画審査書（第 12 条・第 13 条）
    - 第 3 節 環境影響評価の実施（第 14 条）
    - 第 4 節 準備書（第 15 条 - 第 20 条）
    - 第 5 節 準備見解書及び準備審査書（第 21 条・第 22 条）
    - 第 6 節 評価書（第 23 条・第 24 条）
  - 第 5 章 評価書の公告及び縦覧後の手続
    - 第 1 節 対象事業の実施の制限等（第 25 条・第 26 条）
    - 第 2 節 事後調査等（第 27 条 - 第 32 条）
  - 第 6 章 対象事業の内容の変更等（第 33 条 - 第 35 条）
  - 第 7 章 環境影響評価等その他の手続の特例等（第 36 条・第 37 条）
  - 第 8 章 尼崎市環境影響評価審議会（第 38 条）
  - 第 9 章 市長の意見の申述（第 39 条）
  - 第 10 章 雑則（第 40 条 - 第 45 条）
- 付則

## 第 1 章 総則

### （この条例の目的）

第 1 条 この条例は、尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号）第 11 条の規定に基づき、土地の形状の変更、工作物の新設その他環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事前環境配慮、環境影響評価及び事後調査（以下「環境影響評価等」という。）が適切かつ円滑に行われるための手続等について必要な事項を定めることにより、その事業が環境の保全について適正に配慮がなされることを期し、もって現在及び将来の市民が健康かつ快適な生活を営みうる環境の確保に資することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める

ところによる。

- (1) 環境影響評価 事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物等の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物等において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合にあっては、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- (2) 対象事業 別表に掲げる事業であって、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業として規則で定めるものをいう。
- (3) 事業者 対象事業を実施し、又は実施しようとする者(委託に係る対象事業にあっては、その委託をし、又は委託をしようとする者)をいう。
- (4) 事前環境配慮 事業者が対象事業の計画を策定するに当たって環境の保全の観点から行う事前の配慮をいう。
- (5) 事後調査 事業者が対象事業に係る工事に着手した後に対象事業が及ぼす環境影響を把握するために行う調査をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、現在及び将来の市民が健康かつ快適な生活を営みうる環境を確保するため、事業者に対し必要な助言、指導、勧告等を行うとともに、市民に対し必要な情報の提供等を行うことにより、環境影響評価等その他の手続が適切かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

2 市は、環境影響評価等に関する手法の調査及び研究並びに当該手法に係る情報の収集に努めるとともに、この条例の適切な運用体制の整備充実を図らなければならない。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、現在及び将来の市民が健康かつ快適な生活を営みうる環境を確保するため、市民の環境の保全の見地からの意見を尊重し、その責任と負担において、環境影響評価等その他の手続を誠実に履行しなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、環境影響評価等その他の手続に積極的に関わるよう努め、その適切かつ円滑な運営に協力しなければならない。

### 第2章 事前環境配慮

#### (事前環境配慮指針の策定等)

第6条 市長は、対象事業に係る事前環境配慮が適正になされるようにするための指針(以下「事前環境配慮指針」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、事前環境配慮指針を定め、又は変更しようとするときは、尼崎市環境影響評価審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、事前環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

#### **(事前環境配慮指針への適合)**

第7条 事業者は、事前環境配慮指針に基づき、事前環境配慮を行わなければならない。

### **第3章 環境影響評価技術指針**

#### **(環境影響評価技術指針の策定等)**

第8条 市長は、環境影響評価及び事後調査が、科学的知見に基づき適切に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を記載した技術上の指針(以下「環境影響評価技術指針」という。)を策定するものとする。

- (1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (2) 環境の保全のための措置
- (3) その他環境影響評価及び事後調査について必要な事項

2 第6条第2項及び第3項の規定は、環境影響評価技術指針について準用する。

### **第4章 環境影響評価**

#### **第1節 実施計画書**

#### **(実施計画書等の作成)**

第9条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、環境影響評価技術指針に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価実施計画書(以下「実施計画書」という。)及びこれを要約した書面(以下「要約実施計画書」という。)(以下これらの書面を「実施計画書等」という。)を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名。以下同じ。)
- (2) 対象事業の名称、目的、位置及び規模その他対象事業の内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
- (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- (5) 第7条の規定に基づき行った事前環境配慮の内容
- (6) その他市長が必要と認める事項

【一部改正 平成25年条例20】

#### **(実施計画書等の提出等)**

第10条 事業者は、前条の規定により実施計画書等を作成したときは、当該実

施計画書等を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による実施計画書等の提出があったときは、速やかに、当該実施計画書に基づき対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがあると認める地域（以下「実施計画関係地域」という。）を定め、当該実施計画関係地域その他規則で定める事項を公告し、当該実施計画書等の写しをその公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するものとする。
- 3 事業者は、前項の縦覧期間中、実施計画書等をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

【一部改正 平成25年条例20】

#### （実施計画書説明会の開催等）

- 第10条の2 事業者は、前条第2項の公告の日から起算して15日以内に、実施計画関係地域の住民に対し、実施計画書の記載事項を周知させるための説明会（以下「実施計画書説明会」という。）を開催しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により実施計画書説明会を開催しようとするときは、その内容を具体的に記載した計画書を市長に提出するとともに、実施計画関係地域の住民に対し、あらかじめ、当該実施計画書説明会の開催の日時及び場所その他当該開催について必要な事項の周知を図らなければならない。
- 3 事業者は、その責めに帰することができない理由により実施計画書説明会を開催することができなかつたときは、当該実施計画書説明会の開催に代えて、実施計画関係地域の住民に対し、前条第2項の縦覧期間内に要約実施計画書の写しの配布その他の必要な措置を講ずることにより、実施計画書の記載事項の周知を図らなければならない。
- 4 事業者は、第1項の規定により実施計画書説明会を開催したとき又は前項の措置を講じたときは、速やかに、その状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

【一部改正 平成25年条例20】

#### （実施計画意見書の提出等）

- 第11条 実施計画書について環境の保全の見地からの意見（以下「実施計画意見」という。）を有する者は、第10条第2項の縦覧期間内に、規則で定めるところにより、当該実施計画意見を記載した書面（以下「実施計画意見書」という。）を市長に提出することができる。
- 2 市長は、前項の規定による実施計画意見書の提出があったときは、速やかに、その写しを事業者に送付するものとする。

【一部改正 平成25年条例20】

### 第2節 実施計画見解書及び実施計画審査書

#### （実施計画見解書の作成等）

- 第12条 事業者は、前条第2項の規定により実施計画意見書の写しの送付を受

けたときは、当該実施計画意見に配慮して実施計画書に検討を加え、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「実施計画見解書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 実施計画意見の概要
- (4) 実施計画意見に対する事業者の見解
- (5) 実施計画書の記載事項についての修正の有無（修正のある場合にあっては、当該修正の内容を含む。）
- (6) その他市長が必要があると認める事項

2 事業者は、前項の規定により実施計画見解書を作成したときは、これを市長に提出しなければならない。

#### **（実施計画審査書の作成等）**

第13条 市長は、規則で定める期間内に、実施計画意見に配慮して実施計画書及び実施計画見解書について審査を行い、環境の保全の見地からの意見（以下「実施計画審査意見」という。）を記載した書面（以下「実施計画審査書」という。）を作成するものとする。

2 市長は、前項の規定により実施計画審査書を作成する場合には、あらかじめ尼崎市環境影響評価審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定により実施計画審査書を作成したときは、速やかに規則で定める事項を公告し、その写し及び前項の規定により聴取した尼崎市環境影響評価審議会の意見を記載した書面（以下「審議会意見書」という。）の写しを当該公告の日から起算して14日間公衆の縦覧に供するとともに、当該実施計画審査書及び当該審議会意見書の写しを事業者に送付するものとする。

### **第3節 環境影響評価の実施**

#### **（環境影響評価の項目等の選定及び実施）**

第14条 事業者は、実施計画審査意見を勘案して実施計画書に検討を加え、当該対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、環境影響評価技術指針に定めるところにより、当該対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

### **第4節 準備書**

#### **（準備書等の作成）**

第15条 事業者は、前条第2項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果に係る次の各号に掲げる事項を記載した環境

影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書面（以下「要約準備書」という。）（以下これらの書面を「準備書等」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第9条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項
- (2) 第12条第1項第3号から第5号までに掲げる事項
- (3) 実施計画審査意見
- (4) 実施計画審査意見に対する事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
  - ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）
  - イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
  - ウ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- (7) 事後調査の実施に関する事項
- (8) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）
- (9) その他市長が必要と認める事項

【一部改正 平成25年条例20】

#### （準備書等の提出等）

第16条 事業者は、前条の規定により準備書等を作成したときは、規則で定める期間内に、当該準備書等を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による準備書等の提出があったときは、速やかに、実施計画意見及び第13条第2項の意見並びに第14条第2項の規定により行われた環境影響評価の結果を踏まえて、対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがあると認める地域（以下「関係地域」という。）を定め、当該関係地域その他規則で定める事項を公告し、当該準備書等の写しをその公告の日から起算して45日間公衆の縦覧に供するものとする。

3 第10条第3項の規定は、準備書等について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第16条第2項」と読み替えるものとする。

4 市長は、第1項の規定による準備書等の提出があったときは、速やかに、当該準備書等の写しを、対象事業の実施について法令又は条例の規定による許可、認可、確認その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）を行う者（以下「許認可権者」という。）に送付するものとする。

**（準備書説明会の開催等）**

第 17 条 事業者は、前条第 2 項の公告の日から起算して 30 日以内に、関係地域の住民に対し、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。

- 2 第 10 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定は、準備書説明会について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「第 17 条第 1 項」と、「実施計画関係地域」とあるのは「関係地域」と、同条第 3 項中「実施計画関係地域」とあるのは「関係地域」と、「前条第 2 項」とあるのは「第 16 条第 2 項」と、「要約実施計画書」とあるのは「要約準備書」と、「実施計画書」とあるのは「準備書」と、同条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 17 条第 1 項」と読み替えるものとする。

**（準備意見書の提出等）**

第 18 条 準備書について環境の保全の見地からの意見（以下「準備意見」という。）を有する者は、第 16 条第 2 項の縦覧期間内に、規則で定めるところにより、当該準備意見を記載した書面（以下「準備意見書」という。）を市長に提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定による準備意見書の提出があったときは、速やかにその写しを事業者に送付するものとする。

**（公聴会の開催等）**

第 19 条 準備書について公聴会の開催を要請しようとする者は、第 16 条第 2 項の縦覧期間内に、規則で定めるところにより、当該公聴会の開催を市長に要請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公聴会の開催の要請があったときは、準備書について意見を聴くため、公聴会を開催するものとする。

3 市長は、前項の規定により公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催の日の 21 日前までに、公聴会の開催の日時及び場所その他規則で定める事項を公告するものとする。

4 公聴会に出席して環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、前項の公告の日から起算して 14 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

5 前各項に定めるもののほか、公聴会の開催について必要な事項は、規則で定める。

**（公述意見書の作成等）**

第 20 条 市長は、公聴会の終了後、当該公聴会において公述された意見（以下「公述意見」という。）を記載した書面（以下「公述意見書」という。）を作

成し、速やかにその写しを事業者に送付するものとする。

## 第5節 準備見解書及び準備審査書

### (準備見解書の作成等)

第21条 事業者は、第18条第2項又は前条の規定により準備意見書の写し又は公述意見書の写しの送付を受けたときは、当該準備意見又は公述意見に配慮して準備書に検討を加え、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「準備見解書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 準備意見及び公述意見の概要
- (4) 準備意見及び公述意見に対する事業者の見解
- (5) 準備書の記載事項についての修正の有無（修正のある場合にあっては、当該修正の内容を含む。）
- (6) その他市長が必要があると認める事項

2 事業者は、前項の規定により準備見解書を作成したときは、これを市長に提出しなければならない。

### (準備審査書の作成等)

第22条 市長は、規則で定める期間内に、準備意見及び公述意見に配慮して準備書及び準備見解書について審査を行い、環境の保全の見地からの意見（以下「準備審査意見」という。）を記載した書面（以下「準備審査書」という。）を作成するものとする。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、準備審査書について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第22条第1項」と読み替えるものとする。

【一部改正 平成25年条例20】

## 第6節 評価書

### (評価書等の作成)

第23条 事業者は、準備審査意見を勘案して次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）及びこれを要約した書面（以下「要約評価書」という。）（以下これらの書面を「評価書等」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第15条第1号から第8号までに掲げる事項
- (2) 第21条第1項第3号から第5号までに掲げる事項
- (3) 準備審査意見
- (4) 準備審査意見に対する事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置

(5) その他市長が必要と認める事項

【一部改正 平成 25 年条例 20】

### **( 評価書等の提出等 )**

第 24 条 事業者は、前条の規定により評価書等を作成したときは、当該評価書等を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による評価書等の提出があったときは、速やかに、規則で定める事項を公告し、当該評価書等の写しをその公告の日から起算して 30 日間公衆の縦覧に供するものとする。

3 第 10 条第 3 項の規定は、評価書等について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第 24 条第 2 項」と読み替えるものとする。

4 市長は、第 1 項の規定による評価書等の提出があったときは、速やかに、当該評価書等の写しを許認可権者に送付するとともに、許認可等に関し当該評価書の内容について十分配慮するよう要請するものとする。

【一部改正 平成 25 年条例 20】

## **第 5 章 評価書の公告及び縦覧後の手続**

### **第 1 節 対象事業の実施の制限等**

#### **( 対象事業の実施の制限 )**

第 25 条 事業者は、前条第 2 項の規定による公告が行われるまでは、当該対象事業を実施してはならない。

#### **( 事業者の環境への配慮 )**

第 26 条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全について適正な配慮をして当該対象事業を実施しなければならない。

### **第 2 節 事後調査等**

#### **( 対象事業の工事着手の届出 )**

第 27 条 事業者は、対象事業に係る工事に着手するときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

#### **( 対象事業の工事完了の届出 )**

第 28 条 事業者は、対象事業に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

#### **( 事後調査計画書の作成等 )**

第 29 条 事業者は、評価書に記載された環境影響評価の項目について、次条の規定による事後調査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「事後調査計画書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業に係る事後調査の項目及び手法

- (4) 事後調査を行う期間
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、事後調査計画書を、第27条の規定による届出を行うときに市長に提出しなければならない。ただし、事業者が工事着手の際事後調査計画書のうち工事完了後に係るものを作成することが困難であると市長が認める場合は、事業者は、当該事後調査計画書のうち工事完了後に係るものを、前条の規定による届出を行うときに市長に提出することができる。

【一部改正 平成25年条例20】

#### (事後調査の実施)

第30条 事業者は、事後調査計画書に記載された項目及び手法に基づいて、環境影響評価技術指針に定めるところにより、当該対象事業に係る事後調査を行わなければならない。

#### (事後調査報告書の作成等)

第31条 事業者は、事後調査を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「事後調査報告書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第29条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 事後調査の結果
- (3) 環境の保全のために講じた措置
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項の規定により事後調査報告書を作成したときは、速やかに、これを市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による事後調査報告書の提出があったときは、速やかに、規則で定める事項を公告し、当該事後調査報告書の写しをその公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するものとする。

4 第10条第3項の規定は、事後調査報告書について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第31条第3項」と読み替えるものとする。

【一部改正 平成25年条例20】

#### (事後調査報告書の審査等)

第32条 市長は、前条第2項の規定による事後調査報告書の提出があったときは、当該事後調査報告書について環境の保全の見地からの審査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により審査を行ったときは、速やかに当該審査の結果を事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、当該対象事業が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、あらかじめ尼崎市環境影響評価審議会の意見を聴いた上で、事業者に対し、環境の保全のための必要な措置を講ずるよう求める

ことができる。

## 第6章 対象事業の内容の変更等

### (対象事業の内容の変更等に伴う再手続等)

第33条 事業者は、第10条第2項の規定による公告が行われてから対象事業に係る工事が完了するまでの間に第9条第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、規則で定めるところにより、当該変更を行う旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに規則で定める事項を公告するものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該変更後の対象事業について、事業者がこの条例による環境影響評価等その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その旨を通知するものとする。

4 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る環境影響評価等その他の手続を行わなければならない。

5 第25条の規定は、第24条第2項の規定による公告が行われた後に第9条第2号に掲げる事項を変更して当該対象事業を実施しようとする事業者(前項の規定により環境影響評価等その他の手続を行うこととなった事業者に限る。)について準用する。この場合において、第25条中「公告」とあるのは、「公告(同項の規定による公告が行われ、かつ、環境影響評価等その他の手続が再度行われた後に行われるものに限る。)」と読み替えるものとする。

### (対象事業の廃止等)

第34条 事業者は、第10条第2項の公告の日から第32条第2項の規定による通知を受けるまで(同条第3項の規定により必要な措置を講ずるよう求められた場合にあつては、市長が定める期限まで)の間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、市長に対し、規則で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第9条第2号に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに規則で定める事項を公告するものとする。

3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価等その他

の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価等その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

#### (評価書の公告後における環境影響評価等その他の手続の再実施)

第35条 事業者は、第24条第2項の規定による公告が行われた後に、対象事業の実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施に当たって環境の保全について適正な配慮をするために第15条第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第7条及び第9条から第24条まで又は第14条から第24条までの規定の例による環境影響評価等その他の手続（以下「再実施の手続」という。）を行うことができる。

2 市長は、第24条第2項の規定による公告を行った後に、対象事業の実施区域及びその周囲の環境の状況の著しい変化その他の特別の事情により、対象事業の実施に当たって環境の保全について適正な配慮がなされるために第15条第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、事業者に対し、当該変更後の対象事業について、更に再実施の手続を行うよう求めることができる。

3 事業者は、前2項に規定する再実施の手続を行うときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに規則で定める事項を公告するものとする。

5 第25条の規定は再実施の手続に係る対象事業の実施について、第33条及び前条の規定は再実施の手続に係る対象事業の変更又は廃止について準用する。この場合において、第25条中「公告」とあるのは「公告（同項の規定による公告が行われ、かつ、第35条第1項又は第2項に規定する再実施の手続が行われた後に行われるものに限る。）」と、第33条第5項中「前項の規定により環境影響評価等その他の手続」とあるのは「第35条第1項又は第2項に規定する再実施の手続」と、「環境影響評価等その他の手続が再度」とあるのは「第35条第1項又は第2項に規定する再実施の手続が再度」と読み替えるものとする。

### 第7章 環境影響評価等その他の手続の特例等

#### (複数の対象事業の実施)

第36条 事業者は、相互に密接に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの対象事業に係る環境影響評価等その他の手続を併せて行うことができる。

2 市長は、事業者が相互に密接に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、これらの

対象事業に係る環境影響評価等その他の手続を併せて行うことを求めることができる。

- 3 2以上の事業者が相互に密接に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、これらの対象事業に係る環境影響評価等その他の手続を併せて行うことができる。この場合にあつては、これらの事業者は、その協議により、当該手続を代表して行う事業者を定めなければならない。

#### **(都市計画に定められる対象事業に関する特例)**

第37条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業に係る環境影響評価等その他の手続については、規則で定める。

### **第8章 尼崎市環境影響評価審議会**

#### **(尼崎市環境影響評価審議会)**

第38条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項その他環境影響評価等に関する技術的又は専門的な事項を調査審議させるため、尼崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 審議会の委員は、環境影響評価等に関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

### **第9章 市長の意見の申述**

#### **(法又は県条例の規定に基づく市長の意見の申述)**

第39条 第13条、第19条、第20条及び第22条の規定は、市長が環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第10条第2項に規定する意見若しくは法第20条第2項に規定する意見を申述する場合又は法第10条第4項若しくは法第20条第4項の規定により意見を申述する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

- 2 第13条及び第22条の規定は、市長が環境影響評価に関する条例(平成9年兵庫県条例第6号。以下「県条例」という。)第12条第2項後段に規定する意見又は県条例第20条第2項後段に規定する意見を申述する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

## 第 10 章 雑則

### (市長の指導、勧告及び公表)

第 40 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して環境影響評価等その他の手続を行わないとき。
- (2) 虚偽の記載をした実施計画書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を提出したとき。
- (3) 第 25 条（第 33 条第 5 項（第 35 条第 5 項において準用する場合を含む。）又は第 35 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して対象事業を実施したとき。
- (4) 第 32 条第 3 項に規定する必要な措置を講じないとき。
- (5) 第 35 条第 2 項に規定する市長の求めに応じないとき。
- (6) 次条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の記載をした資料の提出をしたとき。
- (7) 第 42 条の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 市長は、事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該事業者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者にもその理由を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。

### (報告の徴収等)

第 41 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、期限を定めて、報告又は資料の提出を求めることができる。

### (立入検査)

第 42 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所又は対象事業が実施されている地域に立ち入り、当該対象事業の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (関係市の長との協議等)

第 43 条 市長は、対象事業に係る関係地域に市域に属さない地域が含まれるときは、当該対象事業に係る環境影響評価等その他の手続について、当該地域の属する市の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

**(適用除外)**

第44条 この条例の規定は、次の各号に掲げる事業については、適用しない。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する施設の新設若しくは改良に関する事業
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- (3) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業
- (4) その他災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると市長が認める事業

2 第3章から第7章まで及び前条の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業及び県条例第2条第2号に規定する対象事業については、適用しない。

【一部改正 平成25年条例20】

**(委任)**

第45条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**付 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

- (1) 第1章、第6条、第3章及び第8章の規定並びに次項、付則第10項及び第11項の規定 平成17年4月1日
- (2) 付則第5項から第9項までの規定 規則で定める日

(尼崎市環境影響評価審議会条例の廃止)

2 尼崎市環境影響評価審議会条例(昭和55年尼崎市条例第24号)は、廃止する。

**(経過措置)**

3 この条例の施行の際当該施行により新たに対象事業となる事業について、現に尼崎市環境影響評価指導要綱(昭和54年尼崎市告示第254号。以下「要綱」という。)の定めるところに従って作成された図書があるときは、当該図書は、この条例の相当規定により作成された図書とみなす。

4 対象事業であって次の各号のいずれかに該当するもの(第1号から第3号までに掲げるものにあつてはこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるもの、第4号に掲げるも

の)にあつては要綱に定める開発事業に該当しないものに限る。)については、この条例の規定は適用しない。

- (1) 施行日前に第16条第1項の規則で定める期間を経過している事業
  - (2) 施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
  - (3) 施行日前に要綱の定めるところに従つて環境影響評価書が市長に提出されている事業
  - (4) 施行日から起算して6月を経過する日までに実施される事業
- 5 この条例の施行後に事業者となるべき者は、第8条第2項において準用する第6条第3項の規定により環境影響評価技術指針が公表された後は、施行日前においても、第7条及び第9条から第14条までの規定の例による環境影響評価等その他の手続を行うことができる。
- 6 前項に規定する者は、同項の規定により環境影響評価等その他の手続を行うこととしたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 7 市長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに規則で定める事項を公告するものとする。
- 8 前項の規定による公告が行われた場合において、付則第5項に規定する者が第7条及び第9条から第14条までの規定の例による環境影響評価等その他の手続を行ったときは、市長は、当該規定の例による手続を行うものとする。
- 9 付則第5項の規定により行われた手続は、この条例の相当規定により施行日に行われたものとみなす。
- 10 付則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に付則第2項の規定による廃止前の尼崎市環境影響評価審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されている尼崎市環境影響評価審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、同号に掲げる規定の施行の日に第38条第3項に規定する審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 11 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

**付 則 (平成24年3月9日条例第11号)**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**付 則 (平成25年3月7日条例第20号)**

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

## 別表

- |    |   |
|----|---|
| 1  | 道路の建設                                     |
| 2  | 鉄道又は軌道の建設                                 |
| 3  | 廃棄物処理施設の建設                                |
| 4  | 下水道終末処理場の建設                               |
| 5  | 市街地開発事業                                   |
| 6  | 公有水面の埋立て                                  |
| 7  | 工場又は事業場の建設                                |
| 8  | 発電所の建設                                    |
| 9  | 工業団地の建設                                   |
| 10 | 建築物の建築                                    |
| 11 | レクリエーション施設の建設                             |
| 12 | 1 から 1 1 までに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業 |